

ISSUE BRIEF

地方財政の三位一体改革の概要と現状

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 449 (Mar.31.2004)

はじめに

三位一体改革の概要

- 1 三位一体改革とは
- 2 三位一体改革の背景
- 3 三位一体改革の歩み

平成 16 年度予算での改革の内容

- 1 補助金の削減
- 2 補助金削減に対する財源措置：所得譲与税と税源移譲予定交付金
- 3 地方交付税改革

平成 16 年度予算における改革の論評と地方自治体への影響

- 1 平成 16 年度予算における改革の論評
- 2 地方自治体への影響

今後の課題

おわりに

財政金融課

にしもり みつこ
(西森 光子)

調査と情報

第 449 号

はじめに

平成 15 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」、いわゆる「骨太の方針第 3 弾」において、地方財政の三位一体改革の平成 18 年度(2006 年度)までの具体的な改革工程が示された。これを受けて編成された平成 16 年度予算には、補助金の 1 兆円縮減、所得譲与税の創設による税源移譲、地方交付税の 1 兆円圧縮が盛り込まれた。

以下では、地方財政の三位一体改革の概要、平成 16 年度予算に見られる三位一体改革の姿とその評価について紹介するとともに、今後の課題をまとめてみた。

三位一体改革の概要

1 三位一体改革とは

地方財政の三位一体改革とは、補助金の縮減、国から地方への税源移譲、地方交付税改革を一体で行い、国と地方の税財政関係を抜本的に改革することである。平成 14 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(「骨太の方針第 2 弾」)において、「国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、具体的な改革案を今後一年以内を目途にとりまとめる。」と記された。これ以降、国と地方の財政関係の改革は「三位一体改革」と呼ばれ、新聞紙上等で広く用いられている。

2 三位一体改革の背景

三位一体改革は、国と地方の財政の悪化、地方分権の進展、国と地方の財政関係の不均衡という 3 つの事情が重なって、国政課題に浮上してきた。

すなわち、1990 年代以降、国と地方の財政は悪化の一途をたどり、財政再建は喫緊の課題となってきた。他方、平成 7 年以来の地方分権推進委員会での議論を経て、平成 12 年には地方分権一括法(平成 11 年法律第 87 号)により機関委任事務が廃止され、行政面での分権は一步前進した。しかし、財政面における分権は課題として残された。

財政面の課題としては、国と地方の財政関係における税収と歳出のギャップがあげられる。税収における国対地方の比率は 3 対 2 であるが、歳出においては国対地方の比率は 2 対 3 と逆転している¹。そのため、この格差を埋め合わせるための財源として、補助金や地方交付税が、国から地方に交付されている(表 1 参照)。しかし、これらは、地方の歳出削減のインセンティブを下げたり、地方の財政面での裁量が制限されるなどの問題点を抱えており、改革を求める声が高まっていた。

¹ 平成 13 年度決算ベースでは、税収は国 50.0 兆円、地方 35.5 兆円、歳出は国 57.4 兆円、地方 95.9 兆円である。

表 1 地方向けの補助金、地方交付税の予算額*の推移 (単位：兆円)

年 度	昭 和 60 年	平 成 2 年	平 成 7 年	平 成 12 年	平 成 13 年	平 成 14 年	平 成 15 年	平 成 16 年
補 助 金	11.3	12.1	15.1	16.9	17.4	17.3	17.5	17.6
地 方 交 付 税	9.7	15.3	13.2	14.0	15.9	16.1	16.4	15.4

*各年度の一般会計当初予算額

(出典) 各年度の財政調査会編『補助金総覧』、財務省主計局『財政統計』より作成。

3 三位一体改革の歩み

(1) 「骨太の方針」における地方財政改革の扱い

平成 13 年 4 月に発足した小泉内閣は、「聖域なき構造改革」を掲げ、国と地方の財政関係の改革にも政策の力点を置いた。改革の基本方針については、経済財政諮問会議を中心に議論され、毎年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針）」に記されている。

小泉内閣発足の初年度に出された「骨太の方針 2001」では、地方交付税の改革がクローズアップされ、財務省主導による改革との印象を与えた。このことに危機感を覚えた総務省は、自ら地方財政改革についての試案を発表するなどして、発言力を強めた。その結果、翌年に策定された「骨太の方針 2002」では、地方交付税改革とともに補助金の縮減、税源移譲を一体で検討する旨が記され、地方分権という視点が強められた。さらにその翌年、すなわち平成 15 年 6 月に閣議決定された「骨太の方針 2003」では、下記に示すように、平成 18 年度までの「改革と展望」の期間中に、4 兆円の補助金廃止、基幹税の移譲、地方交付税の規模の縮小を行うことが明記され、具体的な改革工程が示された。

「骨太の方針 2003」(平成 15 年 6 月閣議決定)の骨子

補 助 金：平成 18 年度までに概ね 4 兆円を目途に廃止・縮減を行う。

税 源 移 譲：基幹税の充実を基本に行う。義務的経費については補助金額の全額を移譲、その他については事業を精査した上で 8 割程度を移譲。

地方交付税：平成 18 年度までに規模を縮小する。
財源保障機能の見直し、縮小。

(2) 平成 16 年度予算編成までの動き (巻末の資料 2 参照)

「骨太の方針 2003」が昨年 6 月に出されたのを受けて、平成 16 年度の予算編成は、改革の試金石として注目を集めた。

「骨太の方針」策定後、8 月末に補助金の削減についてのルールを含んだ平成 16 年度予算概算要求基準が示されたが、それ以後数ヶ月は、衆院選の影響もあり地方財政改革への動きは停滞していた。その後、11 月 18 日に小泉首相から補助金 1 兆円削減の指示が出され、急速な進展を見た。12 月 10 日には、1 兆 300 億円の補助金削減について政府・与党内で決着がつき、同 17 日に平成 16 年度与党税制改正大綱で税源移譲の枠組みが決まった。翌 18 日、地方財政計画が策定され、24 日に平成 16 年度政府

予算案が閣議決定された。

平成 16 年度予算での改革の内容 （資料 1 参照）

1 補助金の削減

平成 16 年度予算では、1 兆 300 億円の補助金が削減された。

これに先立ち、平成 15 年 8 月に出された平成 16 年度予算概算要求基準では、奨励的補助金（後述）の 5 %（対前年度比）、公共事業関係費の 3 %（対前年度比）削減が示された。同年 11 月に 1 兆円削減の大枠が示された後、各省庁に削減額が割り当てられ、折衝の末、12 月 10 日に政府・与党間で合意に達した。

今回縮減が決定した補助金のうちで、最後まで調整が難航した補助金項目は、義務教育費国庫負担金のうちの教職員退職手当・児童手当（2,309 億円）と児童保護費等国庫負担金のうちの公立保育所運営費（1,661 億円）であった。

（1）奨励的補助金の削減

奨励的補助金とは、国が地方にある政策を奨励し、国の政策を推進する目的で支払う補助金のことである。地方分権を推進する上で、まず最初に減らすべきであるとの指摘が多くなされていた。平成 16 年度予算では、約 2,639 億円の削減（対前年度比 12.7%減）となった。

（2）公共事業関係の補助金

少額補助金の見直しと廃止、採択基準の引き上げ等により、公共事業関係の補助金は、一般会計・特別会計の合計で、約 4,527 億円削減された。他方、総合的にまちづくりを行う「まちづくり交付金」1,330 億円が新設された。

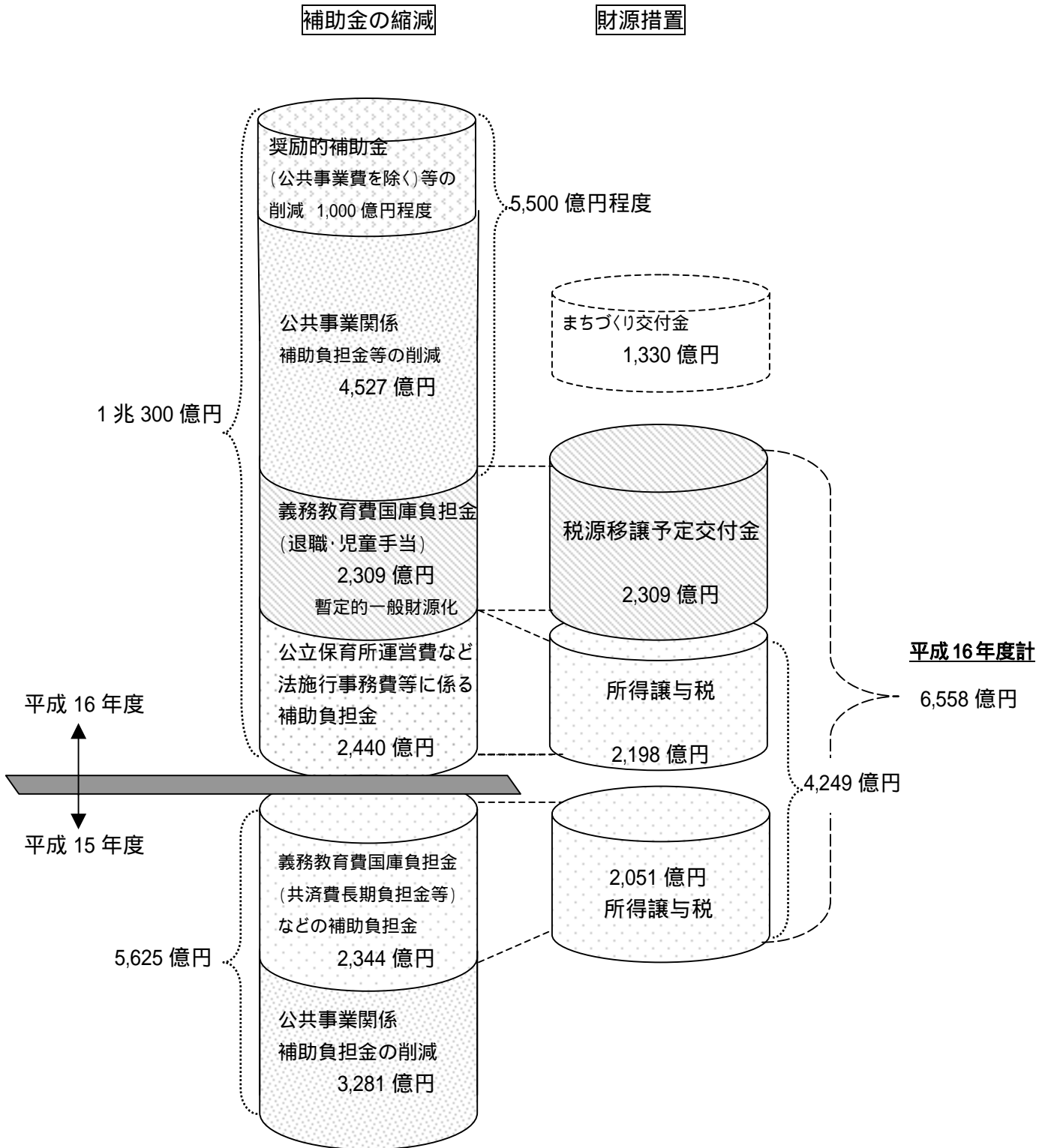
なお、（1）の奨励的補助金には、公共事業関連の補助金が含まれており、両者の重複分を除いた、奨励的補助金と公共事業関係補助金の削減の合計金額は、約 5,500 億円となる。

（3）義務教育費国庫負担金の退職手当・児童手当

義務教育費は、当初から、国庫補助負担金の整理合理化の重点項目に挙げられていた。平成 16 年度予算では、総額 2.5 兆円の義務教育費国庫負担金のうち、教職員退職手当と児童手当分の合計 2,309 億円を一般財源化することで決着した。しかし、今後退職者の増加が見込まれることから、地方の負担が増えるだけで裁量の拡大にはつながらないとして、地方自治体から強い反発を受けたため、補助金の縮減分については、暫定的な一般財源化（「税源移譲予定特例交付金」という形で）がなされることになった。

義務教育費国庫負担金の本体部分については、今後、義務教育の責任主体を含めて、中央教育審議会等で義務教育のあり方そのものについて議論されることとなっている。平成 18 年度までに一般財源化についても検討が行われる。

資料1 平成16年度予算での三位一体改革の概要



(出典) 総務省資料をもとに作成。

(4) 公立保育所運営費など

児童保護費等国庫負担金のうち、公立保育所運営費(1,661億円)が平成16年度予算で一般財源化される。当初、厚生労働省は所管する補助金のうち、金額の大きい生活保護費国庫負担金(平成16年度予算:1.7兆円)の補助率引き下げ²による補助金縮減案を提示していた。しかし、地方自治体などから「地方の裁量の余地がない」との批判を受け、撤回した。生活保護費国庫負担金については、地方自治体との協議、検討を行い、その結果を踏まえて、平成17年度に見直されることとなっている。

その他、介護保険事務費交付金や軽費老人ホーム事務費補助金などの21事業については、引き続き地方が主体的に実施する必要がある事業として、一般財源化される。

以上のように、三位一体改革により補助金は1兆300億円削減されたが、平成16年度予算に計上された地方向け補助金の総額は、前年度比400億円増の、20兆4,100億円(一般会計予算17.6兆円、特別会計予算2.8兆円)となっている。社会保障関係の補助金の伸びによって、削減効果が打ち消されたためである。

2 補助金削減に対する財源措置：所得譲与税と税源移譲予定交付金

削減される補助金に対する財源措置(合計6,558億円)としては、4,249億円が所得譲与税として、2,309億円は税源移譲予定交付金として、地方自治体に配分されることとなる。

(1) 所得譲与税の創設：4,249億円

所得譲与税は、所得税から住民税への本格的な税源移譲が行われるまでの間の暫定措置として、平成16年度から新設される制度である。国が決めたルールに従って国税の一部を地方に配分する地方譲与税の一種であり、一旦所得税として徴収された後、交付税特別会計に直接繰り入れられる。都道府県分と市町村分に折半され、各団体の人口比に応じて配分される。

補助金が削減された事業のうち、今後も継続が必要とされる21事業(2,440億円)について、所得譲与税で2,198億円の財源措置がなされる。前述の公立保育所運営費、介護保険事務費交付金などが該当する。公共事業関連で削減される補助金については、税源移譲は行われない。また、既に平成15年度予算で一般財源化されていた義務教育費国庫負担金のうち、共済長期負担金等(2,344億円)についても、平成16年度から所得譲与税で2,051億円の財源措置がなされる。平成15年度については、特例交付金として一般財源化されていた。

所得譲与税の創設は、与党税制調査会で打ち出され、平成16年度与党税制改正大綱において決定されたものである。なお、政府税制調査会は、これより先に、たばこ税を地方に移譲する旨の答申を出していた。たばこ税は、地域的偏在が小さく、平成16年度分の移譲規模も小さいことから選ばれたものであった。しかし、たばこ税は基幹税でないことや、今後先細りするおそれもあるとの理由から、与党税制調査会では採用されなかった。最終的には、地方からの強い要望に応える形で、所得譲与税が創設

² 国の負担割合を、現行の4分の3から3分の2に引き下げる案を提示した。

され、基幹税である所得税の移譲への道筋がつけられた。

(2) 税源移譲予定交付金による暫定措置：2,309 億円

義務教育費国庫負担金の退職手当・児童手当分については、前述のように、今後の退職者の増加により、財政負担の増加が見込まれることから、本格的な税源移譲が行われるまでの間、「税源移譲予定特例交付金」という特例交付金の形で財源措置される。

3 地方交付税改革

地方交付税については、地方財政計画における地方歳出の縮減を行った結果、大幅な総額抑制が行われた。

(1) 規模の圧縮

平成 16 年度予算での一般会計ベース(いわゆる、入口ベース)での地方交付税の金額は、15.4 兆円であり、前年度比 1 兆円の圧縮(6.1%減)となった。地方交付税の「入口ベース」での縮減は、5 年ぶりのことである。他方、入口ベースの金額に、交付税特別会計からの借入金等³を加算した、地方への支払ベース(いわゆる、出口ベース)での金額は、3 年連続の縮減で、前年度比 1.3 兆円減額(6.5%減)の 16.9 兆円である。平成 16 年度予算では、入口ベース、出口ベースともに縮減され、入口ベースと出口ベースの格差も縮まったとはいえ(表 2 参照)、地方交付税特別会計からの借入金の累積額は、約 50 兆円に上る。

表 2 地方交付税の総額の推移 (単位:兆円)

年 度	昭 和 60 年	平 成 2 年	平 成 7 年	平 成 12 年	平 成 13 年	平 成 14 年	平 成 15 年	平 成 16 年
地方交付税 (入口ベース)	9.7	15.3	13.2	14.0	15.9	16.1	16.4	15.4
地方交付税 (出口ベース)	9.5	13.8	16.2	21.4	20.3	19.5	18.1	16.9

(出典)各年度の『財政統計』、『地方財政計画』より作成。

(2) 平成 16 年度地方財政計画⁴の概要

地方交付税の「出口ベース」(地方への支払ベース)での金額は、地方財政計画を基に算定される。平成 16 年度の地方財政計画では、歳出総額が 84.7 兆円と見積もられ、前年度比 1.5 兆円の歳出削減が行われた。これは、職員数の 1 万人純減、給与関係経

³ 地方交付税の原資となる所得税、消費税などの国税 5 税の「法定税率分」だけでは、地方の必要額を満たさないことから、その不足分について、財源の補填がなされている。財源補填の措置として、地方債の発行、一般会計からの特例加算とともに、地方交付税特別会計を通じた民間の金融機関からの借入が行われている。しかし、民間からの借入は、国債や地方債と比べて不透明で責任の所在が不明確であることから、「隠れ借金」として批判されてきた。平成 18 年度には民間借入を停止する方針が示されている。

⁴ 地方財政計画とは、地方交付税法に基づいて作成される、毎年度の「地方公共団体の歳入および歳出総額見込み」を示したものである。内閣は、毎年度これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならないものとされている(地方交付税法第 7 条)。そのため、「地方財政の予算」とも言えるものではあるが、あくまでも、標準の行政水準に対して支払われる金額の見込み値であり、実際の数字とは合致していない。

費の約 4,000 億円削減、および地方単独事業の 1.4 兆円減額等によって、大幅な歳出削減がなされたことによる。地方財政計画は 3 年連続で圧縮されており、平成 12 年度の地方財政計画額に比べると 4.6 兆円減額している。

(3) 財源不足の補填措置 地方財政対策⁵

今年度の地方財源の不足(通常収支分)額は約 10.2 兆円で、前年度比 3.3 兆円(24.3%)の減額となった。財源不足分 10.2 兆円のうち、約 6 兆円は地方債の発行で賄われ、残りの 4.2 兆円は一般会計から財源補填される。地方債の内訳は、財源対策債⁶(建設地方債の増発)が約 1.8 兆円、臨時財政対策債が約 4.2 兆円である。臨時財政対策債の発行額は、前年度比約 1.7 兆円の減額である。

臨時財政対策債とは、地方財源の不足に対処するために、平成 13 年度に創設された特例(赤字)地方債である。交付税特別会計を通じた民間資金の借入による財源補填措置は、地方財政の借金依存の実態を見えにくくしている等の指摘を受け、新たに導入されたものである。しかし元利償還金については、その全額が後年度地方交付税に算入されることとなっており、実質的には、交付税の支払いを先送りするものである⁷。

平成 16 年度予算における改革の論評と地方自治体への影響

1 平成 16 年度予算における改革の論評

これまで数十年間、必要性が叫ばれつつも行われなかった改革に、平成 16 年度予算で一步踏み出したことについては一定の評価がなされているものの、各論については、様々な問題点の指摘などがなされている。以下では、改革についての論評を項目ごとに紹介する。

(1) 補助金の縮減

補助金の縮減については、1 兆円という数値目標が設定され、達成されたことについては一定の評価がなされている。しかし、その中身については、各省庁が数合わせに走り、裁量の余地が少ない補助金が多く地方に移管されることとなった。そのため、実質的に地方の自主性が拡大されるかどうか不透明である、と指摘されている⁸。

(2) 所得譲与税の創設について

基幹税の移譲については、「骨太の方針 2003」にも明記されており、地方自治体からも強い要望があった。所得譲与税による税源移譲によって、基幹税の移譲に道筋が

⁵ 地方財政計画の策定において歳入不足がある場合に、その不足額を埋めることを地方財政対策と言う。平成 16 年度の地方財政対策としては、通常の収支における財源不足額の措置と、減税による財源減少額に対する財源措置がとられている。

⁶ 臨時財政対策債と同様に、財源不足対策として発行されるものであるが、財源対策債は赤字地方債ではなく建設地方債であり、投資的経費に充当される。

⁷ 赤井伸郎・佐藤主光・山下耕治『地方交付税の経済学』有斐閣, 2003, p.60.

⁸ 「三位一体改革 裁量拡大なお課題」『日経』2003.12.19.など。

つけられたと評価する声がある一方で、配分基準が国によって決められることから、地方の歳入拡大の努力につながらない、という意見も見られる⁹。また、人口比で配分されることによって地域間格差が著しくなるとの指摘もある¹⁰。今後、所得税から住民税へ税源移譲を進めることで、地域間格差が更に広がることになるものとみられる。その際に、財政調整のあり方が大きな課題となる。

(3) 地方交付税改革

地方交付税の総額が約 1.3 兆円圧縮されたが、更なる圧縮の必要性を唱える意見がある¹¹一方で、国の財政再建だけが先行しており、地方の裁量が広がっていない¹²という批判もなされている。また、交付税改革の中身については、算定基準・方法の改革等を含んだ根本的な改革に手がつけられていないこと、交付税の根幹を成す財源保障機能（地方自治体の標準的な行政水準を保障すること）と財政調整機能（地域間の財政格差を埋めること）という両機能のあり方について、明確な方針が示されていない、との指摘が数多く見られる¹³。

2 地方自治体への影響

(1) 地方自治体の財源不足

平成 16 年度の改革では、補助金の 1 兆円縮減に対しては約 6,500 億円の財源措置がなされたものの、地方交付税は 1.3 兆円、臨時財政対策債は 1.7 兆円削減された。そのため各地方自治体は、厳しい財政運営を迫られることとなった。

このような中、沖縄県平良市では地方自治法に反して、一般会計予算で赤字予算案を作成し、市の財政の窮迫状態を訴えた。また全国知事会は、平成 16 年度の 44 都道府県の予算の不足額は 2 兆 6,000 億円に上るという調査結果を発表している¹⁴。各自治体は、人件費の抑制や基金の取り崩しで財源不足に対応しているが、今後も更なる厳しい財政運営を強いられそうである。こうした状況を受けて、地方自治体からは、三位一体改革を強く批判する声が挙がっている¹⁵。

(2) 地方債の発行条件の緩和

地方自治体の大幅な財源不足に対処するために、総務省は、地域再生事業債等の発行条件を当初の計画よりも緩和することを、今年の 2 月に決定した。

地域再生事業債は、地方自治体が円滑に地方単独事業を行い、地域再生を図ることを目的に発行される地方債で、平成 16 年度から新設される。昨年 12 月の地方債計画¹⁶では、総額 8,000 億円の発行を予定していたが、発行条件¹⁷を満たす団体については、

9 「経済教室 交付税抜本改革こそ必要」『日経』2003.12.29.など。

10 「所得譲与税配分額 市町村 1 万 6800 倍の差」『読売』2004.2.5.

11 「地方交付税改革はこれからだ」『読売』2003.12.25.

12 「予算減先行 地方に寒風」『朝日』夕刊 2003.12.24.

13 「交付税の健全化議論を」『朝日』2003.12.12.など。

14 「都道府県来年度 財源不足 2 兆 6000 億円」『日本経済新聞』2004.2.10.

15 「三位一体改革 地方から批判噴出」『毎日』2004.2.7.

16 次年度の地方債の発行計画は、毎年 12 月に策定される地方債計画において、個別の地方債についてその発行枠や発行条件等が決められている。地方債計画で示される地方債の起債総額は、前述の地方財政計

発行枠の上限を設定せずに起債できることとなった。また、当初は行わないとしていたにもかかわらず、返済費の一部を地方交付税で負担する地方交付税措置もとられる。

こういった措置は、国の予算で地方交付税の総額を一旦圧縮したにもかかわらず、それに伴う地方自治体の財源不足額を地方債を用いて埋め合わせ、将来的には地方交付税で補填するというものである。いわば、交付税措置による借金の先送りにすぎない。

地域再生事業債の元利償還金の交付税措置については、地方自治体の側からは「必要悪」との声もある¹⁸が、交付税改革の理念に反するものであり、改革が後退したとの批判は免れないであろう。さらに、昨年12月の地方財政計画策定時においては、地方債依存度が前年度よりも引き下げられ¹⁹、地方債の発行に歯止めがかけられていたが、今回の発行条件の緩和により後退したことになる。

今後の課題

これまで見てきたように、改革の初年度から、三位一体改革は、その改革の困難性といくつかの大きな課題を浮かび上がらせた。

(1) 地方交付税の改革

平成16年度予算の編成を終えて、三位一体改革における一番大きな問題として表面化したのは、地方交付税の改革であろう。地方財政計画の圧縮によって、出口ベースの交付税総額は1.3兆円抑制されることとなったが、個々の地方自治体の歳出削減は、地方財政計画に追いついていない。その結果、地方自治体は財政難に陥り、結局、地方債の返済費用の一部を交付税で措置することとなった。

地方交付税の改革については、「骨太の方針2003」において、総額の抑制と財源保障機能の縮小は明記されたが、どのように総額を抑制するのか、どのレベルまで財源保障機能を縮小するのか等についての詳細な議論は、煮詰まっていない。

財源保障機能とは、地方自治体が標準的な行政水準を維持できるように、地方交付税で財源を保障することである。標準的な行政水準とは、国の法令によって設定されたものである。そのため、財源保障機能を縮小する場合には、国の設置基準等の義務付けの縮減と、更にもその前提として、国が最低限保障すべき行政水準（ナショナルミニマム）についての共通の認識が必要である。今後、ナショナルミニマムのあり方についての議論が必要であろう。

他方で、地方交付税のもう一つの大きな機能である財政調整機能についても、実質

画の歳入見込額のなかの一項目として組み込まれている。

¹⁷ 次のいずれかを満たす団体が起債対象団体となる。

平成16年度当初予算の地方単独事業費の対前年度比が、地方財政計画の投資単独事業費の対前年度（9.5%）を上回る団体。平成15年度の標準的財政規模に対する平成16年度当初予算の地方単独事業費の比率が13%（全国の平均的な比率を勘案して決めた比率）を上回る団体。

¹⁸ 鳥取県ホームページ「知事定例記者会見（2004-02-16）」

<<http://www.pref.tottori.jp/kouhouka/kaiken/0216.htm#08>>

¹⁹ 地方債依存度は平成15年度の17.5%から、16年度には16.7%へと低下した。

的な議論が待たれる。財政調整機能とは、自治体間の財源格差を埋めることである。税財源の格差が著しい我が国において、どこまで地方自治体間の財源格差を埋めるのかということについても、明確な方針が必要であろう。

(2) 補助金の縮減

平成 16 年度予算において、1 兆円の補助金削減を成し遂げたが、実際に、このことが、どれだけ地方の裁量拡大につながるのかは不透明である。今後各事業について、国、都道府県、市町村のうち、どの機関が行うのが住民にとって最適であるか、効率的であるかという点についての議論が必要であろう。この事務事業の配分（補助金の権限の移譲）については、民間のシンクタンク「構想日本」や、全国知事会等の地方団体の提言において、「廃止すべき国庫補助負担金」などが具体的に示されている²⁰。これらの提言も踏まえた上で、数字合わせに終わらせない、地方分権の理念に適った補助金の縮減が行われるべきであろう。

(3) 国の歳出削減：補助金の縮減後の国のスリム化

国の財政再建のための歳出削減は、三位一体改革の大きな目的の一つである。平成 16 年度の改革がどれだけ国の歳出削減に結びつくのか、地方に事業を移管した分については、各省庁がどのような形で行政をスリム化し、さらに歳出削減を行っていくのか監視していく必要がある。

おわりに

三位一体改革は、平成 16 年度予算でその第一歩を踏み出した。今後の日程としては、「骨太の方針 2003」に基づいて、平成 18 年度までに残りの 3 兆円²¹の補助金が削減される予定である。小泉首相は、平成 17 年度も 1 兆円超の補助金削減を行う意向を示しており²²、今後の議論が注目されるところである。

諸外国においても、国と地方の政府間財政関係は議論的であり、大きな制度変更がなされている国もある。90 年代に国の財政状況が悪化していたイタリアでは、90 年代半ばに地方財政の改革を成し遂げ、そのことが国の財政再建にも結び付いている。

我が国においても、地方の自主性の拡大および国と地方の歳出の削減に結びつく地方財政の改革がなされることが期待される。

²⁰ 「正念場の三位一体改革 財政力に格差も 闘う知事会も一枚岩では…」『毎日』03.11.24.

²¹ 平成 18 年度までに縮減される補助金の残額については、議論が分かれている。平成 15 年度で縮減された分を 4 兆円の枠に入れて、2.4 兆円と算出する意見もある。「補助金削減目標 残額にズレ」『朝日』2003.12.25.

²² 「補助金削減上積み 05 年度は 1 兆円超 首相が意欲」『東京』2004.3.17.

(資料2) 地方財政改革の経緯

1995年(平成7年)

- 5月 地方分権推進法の成立
- 7月 地方分権推進委員会の発足

1999年(平成11年)

- 5月 地方分権推進一括法の成立(施行:2000年4月)

2001年(平成13年)

- 4月 小泉内閣発足
- 6月 地方分権推進委員会最終報告書の提出
- 6月末 「骨太の方針第1弾」で、地方財政改革の検討について明記
- 7月 地方分権改革推進会議の発足、審議の開始
各機関からシミュレーション、提言の提案

2002年(平成14年)

- 5月 片山総務大臣が経済財政諮問会議に地方財政改革案(税源移譲シミュレーション案)を提出
- 6月 「骨太の方針第2弾」で国と地方の関係を三位一体で行なう旨を明記
- 10月末 地方分権改革推進会議最終報告書の提出

2003年(平成15年)

- 1月~ 各審議会での議論
- 6月27日 三位一体改革の具体案を盛り込んだ「骨太の方針第3弾」を閣議決定
- 8月末 平成16年度予算、各省庁概算要求提出
- 11月6日 政府、58補助金の一般財源化を指示
- 11月18日 小泉首相、補助金削減で「16年度予算で1兆円」の目標を指示
- 11月22日 経済財政諮問会議、補助金削減に省庁枠
- 11月26日 財政制度等審議会 16年度予算編成に向けた建議を提出。地方交付税交付金の抑制等
- 12月10日 16年度予算での補助金削減額、決着
- 12月15日 政府税制調査会がたばこ税の移譲を含んだ答申を発表
- 12月16日 地方への税源移譲額として、16年度に所得譲与税創設を与党決定
- 12月17日 与党税制改正大綱、決定
- 12月24日 16年度予算政府案、閣議決定

2004年(平成16年)

- 2月初旬 地方の財政難、表面化
- 2月13日 総務省、地方債の発行条件の緩和を決定